

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、学位規則(昭和28年文部省令第9号)及び駿河台大学学則第41条並びに駿河台大学大学院学則第32条第2項に定めるところにより、駿河台大学(以下「本学」という。)が授与する学位について、必要な事項を定めることを目的とする。

(学位の種類)

第2条 本学において授与する学位の種類は、次のとおりとする。

法学部	法律学科	学士(法学)
経済経営学部	経済経営学科 経済と社会コース	学士(経済学)
経済経営学部	経済経営学科 経営と会計コース	学士(経営学)
経済経営学部	経済経営学科 観光&国際ビジネスコース	学士(経営学)
メディア情報学部	メディア情報学科	学士(メディア情報学)
現代文化学部	現代文化学科	学士(現代文化学)
スポーツ科学部	スポーツ科学科	学士(スポーツ科学)
心理学部	心理学科	学士(心理学)
心理学研究科	臨床心理学専攻	修士(心理学)
心理学研究科	犯罪心理学専攻	修士(心理学)
総合政策研究科	法学専攻	修士(法学)
総合政策研究科	経済・経営学専攻 経済分野	修士(経済学)
総合政策研究科	経済・経営学専攻 企業経営分野	修士(経営学)
総合政策研究科	メディア情報学専攻	修士(メディア情報学)

(学位の名称)

第3条 本学において学位を授与された者が、その学位の名称を用いるときは、「(駿河台大学)」と付記するものとする。

第2章 学士の学位授与

(学士課程の学位授与の要件)

第4条 学士の学位授与の要件は、駿河台大学学則にて定める。

(学士課程の学位の授与)

第4条の2 学長は、教授会の議に基づいて本学学部の卒業を認定した者に学士の学位を授与し、学位記を交付する。

第3章 修士の学位授与

(修士課程の学位授与の要件)

第5条 修士の学位授与の要件は、駿河台大学大学院学則にて定める。

(論文の提出)

第6条 修士の学位を請求しようとする者は、所定の論文審査願に学位論文及び論文の要旨各正1部及び副3部を添えて、研究科長を経て学長に提出するものとする。

2 前項の学位論文は、主論文1編に限る。ただし、参考として、他の論文を添付することができる。

3 学位論文は、修士課程の在学年限内に限り提出することができる。

4 提出した学位論文は、返却しない。

(論文の審査)

第7条 学長は、前条第1項の規定により受理した学位論文の審査を研究科委員会に付託する。

2 前項の規定により学位論文の審査を付託された研究科委員会は、審査委員を選定する。

3 審査委員は、指導教授を主査とし、当該学位論文に関連する授業科目担当教員2名以上を副査とする。

4 前項の規定にかかわらず、審査の必要があるときは、研究科委員会の議を経て、他の大学院又は研究所等の教員等を副査とすることができる。

(最終試験)

第8条 最終試験(口頭試問)は、当該審査委員が学位論文及び関連科目について行う。

(審査の期間)

第9条 学位論文の審査及び最終試験は、論文の提出の日から、おおむね2か月以内に終了するものとする。

(審査の報告)

第10条 審査委員は、論文審査及び最終試験を終了したときは、審査報告書を研究科委員会に提出しなければならない。

(研究科委員会の審議及び報告)

第11条 研究科委員会は、前条の報告に基づいて審議し、その結果を学長に報告する。

(修士課程の学位の授与)

第12条 学長は、研究科委員会の議に基づいて修士の学位を授与し、学位記を交付する。

第4章 その他

(学位記の様式)

第13条 学士の学位記については様式1、修士の学位記については様式2の様式とする。

附則

この規程は、平成4年10月22日から施行する。

平成6年4月1日一部改正。

平成8年4月1日一部改正。

平成9年4月1日一部改正。

平成11年4月1日一部改正。

平成12年4月1日一部改正。ただし、第5条の規定に関し、平成11年度以前入学生については、なお、従前の例による。

平成15年4月1日一部改正。

平成16年4月1日一部改正。

平成17年4月1日一部改正。ただし、平成17年3月31日に在学する学生については、なお、従前の例による。

平成18年4月1日一部改正。ただし、平成18年3月31日に在学する学生については、なお、従前の例による。

平成19年4月1日一部改正。ただし、平成19年3月31日に在学する学生については、なお、従前の例による。

平成21年3月5日一部改正。ただし、第13条の改正規定及び様式3については、平成19年度以降の法務研究科入学者に対して、平成21年1月1日に遡って適用する。

平成21年4月1日一部改正。ただし、平成20年3月31日に在学する学生については、なお従前の例による。

平成22年8月4日一部改正。ただし、平成22年3月31日に在学する学生については、なお、従前の例による。

平成24年3月1日一部改正。ただし、第5条の改正規定については、平成21年度以降の入学者に対して適用する。

平成25年4月1日一部改正。ただし、第13条の改正規定及び様式3については、なお従前の例による。

平成26年4月1日一部改正。ただし、平成26年3月31日に在学する学生については、なお、従前の例による。

平成28年7月7日一部改正。ただし、平成28年7月6日に在学する学生については、なお、従前の例による。

平成29年1月12日一部改正。

平成29年4月1日一部改正。ただし、平成29年3月31日に在学する学生については、なお、従前の例による。

令和2年4月1日一部改正。ただし、令和2年3月31日に在学する学生については、なお、従前の例による。

令和3年4月1日一部改正。

この改正規程は、令和6年4月1日から施行する。

(様式1) [学士の学位記](#)

(様式2) [修士の学位記](#)